



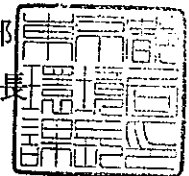
28 環 資 産 第 936 号

平成 29 年 3 月 23 日

(一社) 東京都産業廃棄物協会 御中

東京都環境局資源循環推進部

産業廃棄物対策課長



廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について (通知)

日頃から東京都の産業廃棄物行政にご協力いただきありがとうございます。

標記の件について、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長及び産業廃棄物課長から、別添のとおり通知がありました。

本通知では、排出事業者は廃棄物の処理を委託する場合は、「排出事業者としての責任を果たすため、排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定すべきものであり、また、処理業者との間の委託契約に際して、処理委託の根幹的内容（委託する廃棄物の種類・数量、委託者が受託者に支払う料金、委託契約の有効期間等）は、排出事業者と処理業者の間で決定するものである。排出事業者は、排出事業者としての自らの責任を果たす観点から、これらの決定を第三者に委ねるべきではない。」と示されています。

つきましては、廃棄物処理法における排出事業者責任に関する各規定の遵守について改めて、貴団体加盟の処理業者への周知方よろしくお願いいたします。